

平成26年10月22日（水）
ホテルクラウンパレス小倉

第38回北九州市環境審議会（資料）

<目 次>

- | | | |
|-----|-------------------|----------|
| I | ステーションの配置について | ・・・P1～2 |
| II | ごみ出しに関する啓発、指導について | ・・・P3～5 |
| III | 地域コミュニティのかかわり方 | ・・・P6 |
| IV | 行政における対策のあり方 | ・・・P7～12 |

I ステーションの配置について

1 場所の決定

ステーションの場所は地域の話し合いで決定

＜世帯数の目安等＞

- ・家庭ごみステーション：概ね10～20世帯に1か所
- ・資源化物ステーション：概ね50世帯に1か所

＜共同住宅等＞

- ・共同住宅

2階以上で10戸を超える共同住宅は、建築確認申請前に環境センターと協議が必要

- ・新たな宅地開発

新たな開発行為を行う場合は、場所や数について環境センターと協議が必要（目安として10～20戸に1か所）

2 地域、市民の主な意見や要望

- ・家庭ごみと資源化物ステーションが別々なので一緒にして欲しい。
- ・いつもごみが多いので、ステーションを分けて欲しい。
- ・自宅前がステーションで、臭いなどが気になるので、移動して欲しい。
- ・自宅が山間部なので、ごみを持って坂道を上り下りするのが大変。
- ・周辺の道路が狭いので、収集車が近くまで来てくれない。
- ・高齢になり、ステーションまで遠い。

3 ステーション数の推移

（単位：箇所）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家庭ごみ専用	22,984	22,326	21,860	21,603	21,719	21,542	20,653	20,498
資源化物専用	1,614	1,506	1,467	1,428	1,395	1,352	1,293	1,262
併用	8,768	9,425	9,926	10,265	10,605	10,894	11,356	11,611
合計	33,366	33,257	33,253	33,296	33,719	33,788	33,302	33,371

地域や市民の要望を受け、家庭ごみ、資源化物の専用ステーション数は減少しており、併用ステーションが増えている。（ステーションの総数に大きな変化はない。）

4 市民要望への対応

要 望	取り組みの概要				
地形上の問題 (道路狭あい地域)	<p style="text-align: right;">【参考資料 P1～2】</p> <p>道路狭あい地域でのごみ収集 (平成15年度～)</p> <p>【概 要】 道路が狭く、収集車が通行できない地域における軽ダンプ車での収集</p> <p>【設置の目安】 ステーションまでの距離が概ね 50m以上ある地域</p> <p>【設置状況】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">ステーション数</td> <td>531 か所 (全体の 1.6%)</td> </tr> <tr> <td>収集世帯数</td> <td>5,421 世帯 (全体の 1.2%)</td> </tr> </table>	ステーション数	531 か所 (全体の 1.6%)	収集世帯数	5,421 世帯 (全体の 1.2%)
ステーション数	531 か所 (全体の 1.6%)				
収集世帯数	5,421 世帯 (全体の 1.2%)				
高齢社会の進展	<p>ふれあい収集 (平成26年度～)</p> <p>【概 要】 ステーションにごみを出すことが困難な一人暮らしの高齢者等を対象に自宅の玄関先での収集</p> <p>【収集方法】 玄関先に指定袋で出されたごみ(家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装)を週1回、軽ダンプ車でまとめて収集</p> <p>【要 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度2以上の単身世帯 ・ 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯 <p>【現在の状況】 申込者数 101人</p> <p>【利用者の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に優しい制度で感謝している。 ・ 一人暮らしで将来に不安があったが安心できた。 ・ ごみの収集とヘルパーが来る時間帯が合わず困っていたので助かる。 ・ 視覚障害のため、自動車に怯えてごみを出していたが、安心して出せるようになった。 				

Ⅱ ごみ出しに関する啓発、指導について

1 ごみ出しルール

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」および「北九州市一般廃棄物処理実施計画」に規定

【参考資料 P3】

	内 容	違反行為の具体例
方 法	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋（4種類）の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 料金の安い資源化物の指定袋で生ごみを出す レジ袋などでごみを出す (指定袋でのごみ出し協力率 99.7%)
場 所	<ul style="list-style-type: none"> 決められたステーションへのごみ出し 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地域のステーションにごみを出す 家庭ごみを資源化物専用ステーションに出す
日 時	<ul style="list-style-type: none"> 収集日の当日、朝8時30分まで 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間や収集日以外にごみを出す
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者処理責任 住居と事業所が構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区分が難しく、家庭並みのごみ量（2袋程度）の事業所は、家庭ごみとして出すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋を使い、ステーションにごみを出す

2 主なごみ出しマナー

	内 容
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ袋の口をしっかりと結ぶ • 生ごみは水切りしてレジ袋などを内袋に使う • 刃物やガラスなどは新聞紙などにくるむ
排出場所	<ul style="list-style-type: none"> • ごみをステーションに整然と置く • 「かん・びん」と「ペットボトル」はステーションで分けて置く • ごみ袋は防鳥ネットでしっかりと覆う • 収集後に防鳥ネットを片付ける

3 啓発

(1) 一般的な啓発

- ステーション掲示幕の設置
(ごみ出しの曜日、時間など)
- 環境情報誌「ていたんプレス」の全世帯配布
(ごみ出しルールやマナー、分別方法など)
- 市ホームページでのPR
(地域ごとの収集日、分別方法、ごみ出しルールやマナーなど)
- 市民団体等への出前講演の開催
(ステーションでの散乱防止策、ごみの出し方分け方)

(2) 転入者、単身者等への啓発

- 転入者への指定袋と分別大事典の配布
- 大学新生へのごみの出し方分け方の説明
(入学時のオリエンテーション時)
- 不動産業者へのチラシ配布
(保存版「わが家のごみ分別丸分かり」)
- 外国人への啓発

日本語学校での説明会の開催 区役所や国際交流協会を通じた外国語版分別大事典の配布 (3ヶ国語) 4ヶ国語の掲示幕の設置	【参考資料P4】
---	-----------------

(3) 事業者への啓発

- 業界団体を通してチラシ配布
(飲食店、商店街、理美容店、中小企業団体など)
- 市ホームページでの制度案内、収集許可業者の掲載

4 指導

(1) ステーションでのルール違反

- ① 違反ごみシールを貼付し、収集しない。 **【参考資料 P5】**
- ② 違反が繰り返される場合
 - ・ごみ袋を開封し、排出者が特定できれば訪問し、直接指導を行う。
(開封調査を実施している旨の看板を設置し、周辺住民にもアピール)
 - ・排出者が特定できない場合は、地域と協力して周辺住民に啓発チラシを配布

(2) 共同住宅における指導

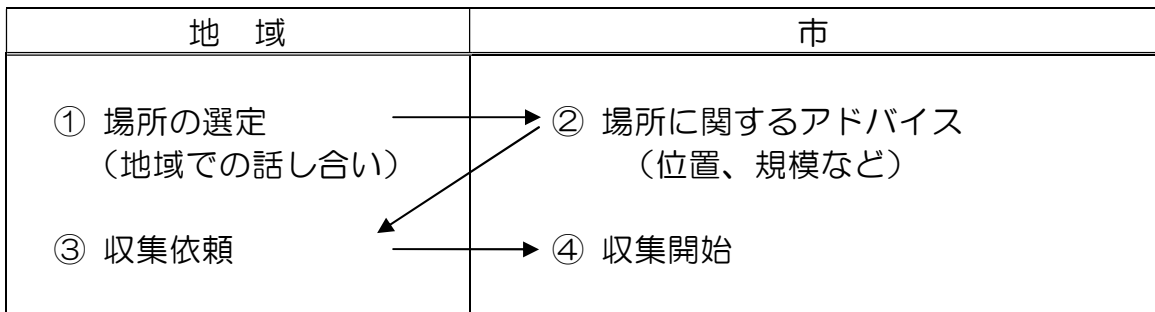
- ① 違反者に対する指導方法は(1)と同じ
- ② 排出者が特定できない場合
 - ・管理者と協力して居住者に啓発チラシを配布
 - ・通路やエレベーターなどの共用部でのポスター掲示 **【参考資料 P6】**
 - ・管理者へのステーション移設の要請

(3) 事業所ごみの指導

- ① 違反者に対する指導方法は(1)と同じ
- ② 排出者が特定できない場合
 - ・周辺の事業所を1軒1軒訪問し、排出状況の確認
 - ・民間の収集業者と契約をするように指導
 - ・その後、収集業者との契約も確認(収集業者にも確認)

Ⅲ 地域コミュニティの関わり方

1 ステーションの設置から収集までの流れ



2 地域の取り組み

地域が決めた自らのステーションの環境を守るため、実情に合わせた創意工夫を行っていただいている。 **【参考資料 P7～16】**

	内 容
形 状	<ul style="list-style-type: none"> ・工夫をこらしたステーションの作成、設置 ・定期的なステーションの位置変更
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃当番などを決める。 ・ステーションに清掃道具などを置く。
散乱防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションのパトロールをする。 ・ごみを袋に入れる際、新聞紙などでごみを包む。 ・防鳥ネットにすき間を作らない。 ・ブルーシートなどを使い、ごみ袋が外から見えないようにする。 ・カラスを近づけないよう、ひもを張る。 ・カラス避けグッズを設置する。 ・外部からのごみの持ち込みを防ぐため、収集終了後に防鳥ネットを持ち帰る。 ・収集終了の看板を設置する。
看板設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し曜日を知らせる看板を設置する。 ・外部からの持ち込みを防ぐ看板を設置する。 ・町内会の掲示板を兼ねたものを設置する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・違反ごみや散乱があれば、町内会の会合などで防止策を話し合う。 ・ごみ出しに関する回覧板をまわす。

IV 行政における対策のあり方

1 地域の活動に対する行政の支援

(1) 清掃道具や防鳥ネットなどの購入助成等

① 支援制度の概要

無償配布（1ステーション1回限り）		掲示幕
防鳥ネット （平成18年度～）	簡易集積容器 （平成18年度～）	
		
平成25年度実績 496件（累計23,917件）		平成25年度実績 2,450枚

購入助成（3年以上経過すれば再申請可能）	
防鳥ネット（平成10年度～）	集積容器（平成12年度～）
	
1枚 3,500～5,000円程度	1基 70,000円程度 ※材料、大きさにより価格差あり
補助上限 5,000円（1/2補助）	補助上限 50,000円（1/2補助）
平成25年度実績 734件・180万円 （累計 7,142件・1,700万円）	平成25年度実績 20件・95万円 （累計 391件・1,700万円）

② 効果

- ・防鳥ネットの普及
- ・ごみ出しやステーションを通じた地域コミュニティの醸成

(2) 地域環境活動等支援補助金

- ① 目的 地域住民が自主的に行うステーション維持管理やまち美化等の地域の環境活動を支援し、清潔で美しいまちづくりを促進するもの
- ② 開始 平成18年度
- ③ 補助額 年間1億円
- ④ 補助対象の例

活動の種類		内 容
ごみステーションの維持管理活動	美化活動	収集後の散乱ごみの清掃、散水用具
		ステーション周辺の草刈道具
		清掃活動（当番制など）の実施
	ステーション周辺の維持管理活動	ごみ袋による通行障害の防止活動（散乱した袋の片付け等）
		地域独自の看板の設置、管理
		地域独自の掲示幕（作成・設置・補修・撤去）
防鳥ネットやプラ飛散防止用ネットの管理	防鳥ネット等の設置、補修、交換	
	防鳥ネットの後片づけ活動	
ごみ出し・分別に関する指導・啓発活動	指導・啓発活動	啓発チラシなどの作成・設置（ポスター、掲示板など）
		掲示物の撤去・補修道具
		ごみ出しルールの周知活動
ステーションでの排出指導	早朝などの指導活動	
まち美化活動	事前の準備、啓発活動	清掃用具・啓発品の購入、管理
		清掃参加者への記念品
	実践活動	まち美化看板、幟の設置
		「ごみゼロ」清掃などへの参加 まち美化清掃の実施（歩道や河川・海岸など）
不法投棄防止活動	監視、撤去、広報活動	必要な用具の購入
		看板の作成（チラシ、ポスターなど）
		収集業者等への依頼（撤去、防止柵・ロープの設置）
		パトロール活動・撤去活動
循環型社会づくり活動		「3R」に基づく活動用物品・啓発用品の購入
		「3R」を啓発するチラシ等の作成
		「循環型」地域社会づくり運動
低炭素社会づくり活動		「低炭素社会づくり」に基づく活動用物品・啓発用品の購入
		「省エネ」生活の啓発チラシ等の作成
		「低炭素」地域社会づくり運動
その他、複合的要素のある活動		環境に関する活動の地域ニーズ調査
		地域主催「環境」に関する講演会・勉強会の実施
		「環境」に関する講演会等への参加（民間団体・市主催）
		エコ研修ツアーの実施
		地域の伝統行事などに「環境」に配慮した取り組みを加える活動
		地域主催の清掃や環境啓発事業の実施（講演会・勉強会除く）
		地域で取り組む自然環境保全運動
		地域主催で「子ども」を対象にした環境教育イベントの実施
		地域で行う環境関連広報活動
地域で行う地域環境実態調査（散乱ごみ、不法投棄の多い場所など）		

⑤ 効果

- 補助金をどのように使うかで、話し合いが増えた（地域コミュニティの醸成）
- 補助金を活用することで、町内会費を他の活動に充てることができた
- 地域のイベントに「環境」の要素を取り入れることにより、地域の市民環境力が向上した

2 収集に関わる主な施策

（1）ステーションに関する苦情・相談対応

- ステーションの設置や移設
- ごみの散乱
- 不法投棄の情報 など

（2）収集前後のパトロール

- ごみ量の把握
- ごみの排出状況の確認（整然と出されているか、違反ごみが出ていないか）
- 交通や道路状況などの把握
- 市民通報やパトロール時に発見した散乱ごみの片付け
- 収集もれのチェック

（3）収集時の対応

- 収集時の散乱ごみの片付け
- 収集後、通行の妨げにならないように防鳥ネットの片付け
- 市民からの問い合わせ対応（分別の仕方など）

（4）調査・研究

- カラス対策の実験等（袋の色、ネットの有無や色の効果）
- カラスよけグッズの情報収集
- ごみの組成調査（ごみの内容物、指定袋の利用傾向など）
- ごみの出し方調査（袋の口を結んでいるか）

(5) 実態調査を踏まえた対策

		ステーションの ごみ出しルール・マナーの徹底	事業系ごみ排出ルールの徹底
組織の強化 (平成26年4月)		環境センター（3箇所） ・指導担当係長×3名 ・環境業務指導員×6名	環境局業務課 ・事業系廃棄物担当課長 ・事業系廃棄物担当係長
具体的な 取組み	把握	散乱ステーションの詳細調査 ・実態や原因（者）の究明 ・開封調査の実施 ・管理台帳の整備	違反事業所の把握 ・地域からの情報提供 ・開封調査の実施 ・過去の指導状況の分析
	指導	地域の状況に合わせた改善 ・重点地区の設定 ・防鳥ネットの設置、追加設置 ・排出者への直接指導 ・休日等を利用した住民向けのごみ出し説明会開催 ・不動産業界に対する説明会開催 ・改善事例の紹介 など	事業所への訪問 ・収集業者の確認 ・訪問による直接指導 ・各種業界団体へのPR ・事業所へのダイレクトメール送付 など
	監視	指導後の経過観察 ・排出状況の確認 ・早朝、夜間パトロール ・地域と連携したまち美化キャンペーンを実施	指導後の経過観察 ・収集業者との契約を確認 ・排出状況の確認 ・早朝、夜間パトロール

※第37回環境審議会資料と同じ

(6) 改善事例

①小倉北区（事業系ごみのケース）

【対策前】



<状 況>

- ネットに入りきれず、カラス等による散乱が激しい。
- 住居が少ないにも関わらず、ごみ量が多い。

【対策実施】



<経 過>

- 開封調査の実施（排出者の特定）
- 近隣の飲食店等を一軒一軒を調査、指導
- 地域と連携し、周辺事業所へチラシの配布や啓発看板の設置

【現 状】



<結 果>

- 町内会と協議し、現ステーションを廃止し、他と統合
- ごみ量は大きく減少
- 事業所から民間の収集運搬業者と契約する旨の連絡を受ける。

※自治会も地域独自の啓発看板を設置



②若松区（他所から持ち込まれるケース）

【対策前】



<原因>

- 収集日や収集時間が守られていない
- 通行車両など他所からの持ち込み

【対策実施】



<内容>

- 啓発ポスターの設置
- 開封調査の実施、戸別指導
- 地域と連携して、草刈りや溝清掃を行い、ステーションの美化を図る
- チラシの各戸配布

【現状】



<成果>

- ネットの中にごみがきちんと入るようになった。
- 地域住民の関心が高まった。（地域の会合の中で話し合う）
- 通行人から周辺がきれいになったとの声が聞かれた。